

令和3年 第3回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第3回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年3月23日(水)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年3月23日 午前9時00分				
	閉会	令和3年3月23日 午前11時15分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	×	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番18番	坂中 則雄	席番19番	上野 克比古		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	高迫		
	主幹兼農地係長	佐々木	農地係長	圖師		
	農地係長	桑水	主任主査	中尾		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	小園 義行	○
2	樽野 利秋	○	10	欠 員	—
3	白坂 正治	○	11	池袋 良子	○
4	諏訪 光一	×	12	永田 勇人	○
5	池添 昭一	○	13	脇田 祐二	○
6	熊野 廉太郎	○	14	橋口 美一	○
7	原田 純一	○	15	中之内 瑞穂	○
8	田尾 昭三	○	16	大原 雅隆	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 17 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 19 号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第 20 号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第 21 号 下限面積の設定について</p> <p>議案第 22 号 農業委員会活動の令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>議案第 23 号 農業委員会活動の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>議案第 24 号 非農地通知に係る対象農地の承認について</p>
-----------------------	---

<p>議長 山下</p>	<p>ただいまから、令和3年 第3回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。矢野委員・諏訪委員より、欠席の届出が、福岡委員より遅参の届出がありましたので、報告いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番18番、坂中委員と、席番19番、上野委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、坂元委員の報告をお願いします。3件、一緒をお願いします。</p>
<p>委員 坂元</p>	<p>それでは、〇〇さんのあっせん活動について報告します。1筆はあっせん成立しましたので、後の方で発表したいと思います。残りの6筆ありましたが、今月で農業委員が終わりますので、次の方に引継ぎをお願いしたいと思います。それでは、成立分ですが、鹿児島市伊敷にお住まいの〇〇さんで、所在は松山町新橋字廣段5544番1 畑 2,887㎡で譲受者は、松山町新橋〇〇番〇にお住まいの〇〇さんです。あっせん成立日は、3月1日あっせん委員は脇田 祐二委員と私でした。反当200,000円で販売しました。</p> <p>次に7番ですが、譲渡人が松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、あっせん農地が松山町新橋字中村迫1078番 地目が畑 面積が2,685㎡です。譲受人が松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。あっせん成立が令和3年3月1日です。あっせん委員は脇田 祐二委員と私でした。反当100,000円で販売しました。</p> <p>次に8番ですが、譲渡人が松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、あっせん農地が松山町新橋字中村迫1077番2と1079番 地目が畑 面積があわせて1,645㎡です。譲受人が松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。あっせん成立が令和3年3月1日です。あっせん委員は大原雅隆委員と私でした。反当100,000円で販売しました。以上で終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。ただ今、坂元委員から、〇〇さんの残りの土地について引継ぎの報告がありましたが、報告どおり、引継ぎとする</p>

		ことに、ご異議ありませんか
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしということですので、引継ぎといたします。次に、田尾委員の報告をお願いします。
委員	田尾	〇〇さんの分ですが、本日譲渡人が鹿児島より来て書面をしてもらえることになっています。次回にあっせん成立になると思いますので引継ぎをお願いします。以上です。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。ただ今、田尾委員から、〇〇さんの土地について引継ぎの報告がありましたが、報告どおり、引継ぎとすることに、ご異議ありませんか
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしということですので、引継ぎといたします。次に、萩迫委員の報告をお願いします。
委員	萩迫	2月の総会であっせんの依頼のありました〇〇さん分ですが、あっせんは成立したのですが、この総会の締め切りに間に合いませんでしたので、引継ぎをお願いします。以上です。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。ただ今、萩迫委員から、〇〇さんの土地について引継ぎの報告がありましたが、報告どおり、引継ぎとすることに、ご異議ありませんか
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしということですので、引継ぎといたします。次に、吉野委員の報告をお願いします。
委員	吉野	あっせん成立の報告をいたします。番号9番でございます。譲渡人は、始良市平松〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん分です。あっせん農地は志布志町安楽3787番と3790番の2筆で地目は水田 面積は合わせて1,612㎡です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。あっせん成立が令和3年2月25日です。昨年7月からあっせんを行っておりましたが、やっと成立しました。あっせん委員は谷宮委員と私でした。合わせて200,000円で決まりました。以上終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。次に、宮脇 勇委員の報告をお願いします。3件、一緒をお願いします。
委員	宮脇 勇	昨年の5月からあっせんの依頼を受けておりました〇〇さんの分ですが、

	<p>あっせん成立したので報告いたします。まずは、10 番の譲渡人は志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、あっせん農地は、有明町原田字中尾 1994 番 地目は畑 面積は 7,146 m<sup>2</sup>です。譲受人は有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。あっせん成立が令和 3 年 3 月 8 日でした。あっせん委員は原田委員と私でした。反当 410,000 円で成立いたしました。</p> <p>次に 11 番の譲渡人は兵庫県姫路市市川台にお住まいの〇〇さんで、あっせん農地は、有明町原田字中尾 1993 番 4 地目は畑 面積は 3,034 m<sup>2</sup>です。譲受人は同じく〇〇さんです。あっせん成立が令和 3 年 3 月 8 日でした。あっせん委員は原田委員と私でした。同じく反当 410,000 円で成立いたしました。</p> <p>続きまして 12 番の譲渡人は有明町原田にお住まいの〇〇さんで、あっせん農地は、有明町原田字大塚 1597 番 1 地目は畑 面積は 5,334 m<sup>2</sup>です。譲受人は有明町原田にお住まいの〇〇さんです。あっせん成立が令和 3 年 3 月 2 日でした。あっせん委員は同じく原田委員と私でした。反当 400,000 円でした。以上です。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。まだ、福岡委員が着席しておりませんので、3 条の審議後に報告を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。次に、私の関係分について、報告します。2 月 24 日、農業公社評議員会及び農業公社研修生決定審査会が市役所有明支所で開催されました。</p> <p>3 月 5 日、第 2 回定例理事会及び 3 月定例常設審議委員会が鹿児島ウエルビューで開催されました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、10 件の申請でございます。まずは、7 ページ、番号 27 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>農地係長 圖師</p>	<p>はい議長、それでは議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 27 番について説明申しあげます。議案書は、7 ページです。まず、譲渡人は愛知県名古屋市東区東大曾根町にお住まいの〇〇さん 66 歳で、譲受人は肝属郡東串良町岩弘にお住まいの〇〇さん 73 歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 2,775 平方メートルです。〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。今回</p>

		<p>の申請地の場所でございますが、高規格道路の松山 I C から、県道塗木・大隅線を泰野方面に 150m 進んで左折、市道栗須田・中山線に入り、道なりに 530m 進んだ右手にあります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 4 ページのとおりでございますが、申請地には飼料を作付けしていくとの事であります。通作距離は自宅から車で 40 分との事です。申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。以上で、番号 27 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 28 番を審議いたします。隈元委員説明をお願ひします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 28 を報告いたします。譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに大野原集会施設がありますが、そこから西へ 50m 南へ 200m 東へ 100m 行ったところでは譲受人宅の道路反対側にあります。〇〇さんは、夫婦で水稻 4 反・甘藷 3 町 6 反を作付けされており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことでは。また、トラクター 2 台・甘藷ハーベスター 2 台・タイヤショベル 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 29 番を審議いたします。宮脇 茂樹委員説明をお願いします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号 29 を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 63 号線のコンビニセブンイレブン伊崎田店から有明支所へ約 2km 行くと室太郎集落に入り右に上室製茶がありそこを過ぎ共同墓地があります。その共同墓地裏に位置するところでございます。前回 3 条で申請のありました隣の畑になります。法人事務所から車で 1 分のところにあります。有限会社〇〇は農地所有適格法人で代表と家族 3 人と従業員 8 名でお茶・大麦若葉・野菜を栽培されており、申請地には、野菜を作付けする予定とのことです。また、トラクター 2 台・耕運機 1 台・摘採機 3 台・管理機 3 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、8 ページ、番号 30 番を審議いたします。上野委員説明をお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 30 を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、有明中学校の正門前の道路</p>

		<p>から下野井倉集落方面へ約 1.6km 行ったところの右側に譲受人イチゴハウスがありますがその隣になります。譲受人宅からは約1分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり夫婦で水稻・イチゴ・ゴボウを栽培されており、申請地には、ゴボウを作付けする予定とのことです。また、トラクター2台・田植え機1台・コンバイン1台・トラック1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 31 番を審議いたします。同じく、上野委員説明をお願いします。</p>
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 31 を報告いたします。譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、蓬原小学校の道路を菱田方面へ約 1.6km 行ったところの右側の道路を 300m 行った右手にあります。法人事務所から約1分のところにあります。株式会社〇〇農地所有適格法人で代表〇〇さんは、夫婦と子供・従業員6名で水稻・甘藷・ダイコン・キャベツ・人参等を栽培されており、申請地には、水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター10台・田植え機2台・コンバイン3台・管理機6台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、9 ページ、番号 32 番を審議いたします。立山委員説明をお願いします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号 32 を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、JA あおぞら西部支所ガソリンスタンド前から東へ 500m 行き右手に大規模な太陽光発電施設があります。その隣になります。譲受人宅に隣接する畑になります。〇〇さんは、会社に勤務するかたわら母親と二人で甘藷・水稻を栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター 3 台・田植え機・コンバイン・軽トラ各 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで福岡委員着席です。次に、番号 33 番を審議いたします。同じく、立山委員説明をお願いします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号 33 を報告いたします。譲渡人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、山重・芝用 269 号線沿いのコンビニセブンイレブンより県道 523 号線を野神小学校方面へ 200m 行った右側の畑になります。譲受人宅からは 500m のところにあります。〇〇さんは、新規認定農業者であり、ご</p>

		<p>両親と繁殖牛 24 頭と稲作を主に栽培されており、申請地には、牛の牧草を作付けする予定とのこと。また、トラクター 4 台・田植え機 2 台・コンバイン 1 台・牧草関係一式を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 34 番を審議いたします。萩迫委員説明をお願いします。
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありました番号 34 を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、山重の国道 269 号線の芝用交差点から県道 523 号線を野神方向へ約 2km 行きますと坂下芝園がありますが、そこから東へ 150m 行き南へ 100m 行ったところに茶畑があります。法人事務所から車で 10 分のところにあります。有限会社〇〇は農地所有適格法人で代表と従業員・パート合わせて 25 名でお茶・大麦・ピーマンを栽培されており、また、茶に関する農機具一式・トラクター 3 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、10 ページ、番号 35 番を審議いたします。 坂元委員説明をお願いします。
委員	坂元	会長より依頼のありました番号 35 を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、松山町総合運動公園下の信号機を末吉・財部方面へ約 1.5km 進むとやっちく松山藩川床陣屋が左手にありそこから 200m 進んだ右手の畑になります。譲受人宅からは車で 2 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者でありご両親と夫婦 5 名で水稻・タバコ・甘藷を栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター 3 台・耕運機・自走式田植え機・コンバインを保有されております。この畑は、〇〇さんが耕作されてきた畑で今回申請あった 2 筆と他の 2 筆と 1 枚の畑で構成されておりますが、すべての所有者との承諾を得ているところです。  以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 36 番を審議いたします。福岡委員説明をお願いします。
委員	福岡	会長より依頼のありました番号 36 を報告いたします。譲渡人は、千葉県柏市藤ヶ谷〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所の地番 2648 番 10 からですが、県道塗木・大隅線沿いの泰野小学校前から志布志方面へ進み白坂集落入口より 200m 進んだところを右折し 80m 進んだ右手にある畑です。地番 2689 番 1 は先ほどの

		<p>畑を更に 240m進むと再び県道に出る交差点に行きますが、その交差点の右手になります。譲受人宅からは徒歩 5 分のところにあります。〇〇さんは、兼業農家ではありますが、両親と妻とで生産牛を飼育されており、申請地にも、牧草を作付けする予定とのことでした。また、トラクター 3 台・草刈り等の機械一式を保有されており、以前より、当地で牧草を栽培・管理しており今後も牧草地として管理するとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われ、また、周囲の状況からも支障はないと思われ、ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって日程第 4、議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		ここで、あっせんの経過につきまして、福岡委員の報告をお願いします。4 件、一緒をお願いします。
委員	福岡	<p>それでは、まず公益財団法人〇〇の分ですが、希望価格で希望者が見つからない状態での引継ぎをお願いします。</p> <p>次に〇〇さんの分ですが、成立したのですが今回総会に間に合わなかったもので、引継ぎをお願いします。</p> <p>あっせんが成立した分を報告します。総会資料は 4 ページになります。まず番号 4 番、地番・地目・面積等は議案書に記載されているとおりです。譲受者は有明町蓬原にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は茶を植栽されるそうです。成立価格を 2 枚合わせて 700,000 円でした。</p> <p>続きまして、〇〇さんの分ですが、これも成立しましたので報告します。番号 5 番にあります。農地の地番・地目・面積等は議案書に記載されているとおりです。譲受者は松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。主に水稲・焼き芋用の甘藷を作られており水稲を作付けするとのことでした。成立価格は 100,000 円でした。以上報告を終わります。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。ただ今、福岡委員から、財団法人〇〇と〇〇さんの土地について引継ぎの報告がありました。報告どおり、引継ぎとすることに、ご異議ありませんか
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしということですので、引継ぎといたします。 次に日程第5、議案第17号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。12ページ、番号4番を審議いたします。現地を調査された、永屋委員の報告をお願いいたします。
委員	永屋	会長より依頼のありました議案第17号番号4番について報告します。調査日は3月4日、調査員は、神宮司委員・脇田推進委員と私永屋です。事務局より1名の同行がありました。総会資料は6ページから9ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、志布志町にある駒水酒店から市道弓場ケ尾・佐野原線を横峯集落方面へ向かい、途中東横尾下自治会館前の市道東横尾下・横峯線に入りおよそ250m進んだ左側に位置します。除外目的は、建築関係の資材置き場です。周辺の状況は、北側は畑・東側は宅地・南側は公衆道路・西側は畑です。排水は隣接する畑の側については土羽を設置し土砂等の流失を防止します。現在申請地は、令和元年9月より資材置き場として利用されていますので始末書を提出して貰いました。 申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地区域からの除外はやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号5番を 審議いたします。現地を調査された、山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	会長より依頼のありました議案第 17 号番号5番について報告いたします。調査日は3月4日、調査員は、隈元委員・諏訪委員と私山迫です。市役所から2名の同行がありました。総会資料は10ページから12ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所ですが、県道志布志・福山線沿いにある三七十庵から市道室太郎・櫛ヶ原線へ入り100m進んだ左手に位置します。除外目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は畑・南側は畑・西側は公衆道路です。排水は合併浄化槽を設置し排水溝に流すとのことです。 申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地が広がり土地改良事業が入っているため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地区域からの除外はやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号6番を 審議いたします。現地を調査された、隈元委員の 報告をお願いいたします。
委員	隈元	議案第7号番号6番について報告いたします。調査日は3月4日、調査員は、山迫委員・諏訪委員と私隈元です。別紙資料は13ページから15ページ

		<p>です。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。親子です。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所ですが、県道志布志・福山線沿いにある外山木材から大隅方面へ200m行ったところの右手奥に位置します。用途変更目的は、牛舎・堆肥舎建設です。現在16頭ですが40頭に増頭するためのものです。周辺の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は山林・西側は山林です。排水は側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。原則転用不許可ですが、農用地区域内であり農用地利用計画で指定された農業用用地に供するため、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題のないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号7番を 審議いたします。同じく、現地を調査された、隈元委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第17号番号7番について報告します。別紙資料は16ページから18ページです。調査日は3月4日、調査員は、山迫委員・諏訪委員と私隈元です。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇の〇〇有限会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所ですが、丸岡公民館から市道丸岡・川路線に入り道なりに700m進んだところでは、用途変更目的は、牛舎建設です。現在190頭を50頭増頭するためのものです。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は畑・南側は畑・西側は宅地です。排水は市道の側溝を利用するとのことでした。</p>

		<p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。原則転用不許可ですが、農用地区域内であり農用地利用計画で指定された農業用用地に供するため、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題のないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 8 番を 審議いたします。同じく、現地を調査された、隈元委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第 17 号番号 8 番について報告します。別紙資料は 19 ページから 22 ページです。調査日は 3 月 4 日、調査員は、山迫委員・諏訪委員と私隈元です。譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん他 5 名です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さん市役所から 1 名・サンキョーミートから 3 名でした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所ですが、国道 220 号線の菱田橋東交差点から北方向へ 600m 進んだところです。除外目的は、産地型パックセンター及び駐車場です。産地型パックセンターとは、スライスをしてパック詰めするところです。周辺の状況は、北側は宅地・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は田です。排水は道路の排水路を利用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、許可できる場合の既存施設の拡張に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、13 ページ、番号 9 番を 審議いたします。同じく、現地を調査された、隈元委員の 報告をお願いいたします。
委員	隈元	議案第 17 号番号 9 番について報告いたします。別紙資料は 23 ページから 26 ページです。調査日は 3 月 4 日、調査員は、山迫委員・諏訪委員と私隈元です。譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親子です。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所ですが、あおぞら農協蓬原出張所から市道平山・普現堂 1 号線を北に 150m 行ったところ です。用途変更目的は、牛舎・運動場です。始末書も添付されております。周辺の状況は、北側は宅地・東側は山林・南側は宅地・西側は畑です。排水は特に問題はありませんでした。 申請地の農地区分は、農用区域内農地です。原則転用不許可ですが、農用区域内であり農用地利用計画で指定された農業用用地に供するため、転用の許可も可能です。 以上のことにより、調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 10 番を 審議いたします。現地を調査された、山迫委員の 報告をお願いいたします。
委員	山迫	議案第 17 号番号 10 番について報告いたします。調査日は 3 月 4 日、調査員は、隈元委員・諏訪委員と私山迫です。事務局より 2 名の同行がありました

		<p>た。総会資料は 27 ページから 29 ページをご覧ください。申請譲渡人は、有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿児島市西別府町〇〇番地〇の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所ですが、有明大橋のたもとから県道宮ケ原・大崎線に入り 150 m 進んだ左手に位置します。除外目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は田・東側は田・南側は田・西側は田です。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 11 番を 審議いたします。現地を調査された、永屋委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	永屋	<p>議案第 17 号番号 11 番について報告いたします。調査日は 3 月 4 日、調査員は、神宮司委員・脇田推進委員と私永屋です。資料は 30 ページから 32 ページになります。市役所より 1 名の同行がありました。譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇 〇〇団地〇〇号にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんの娘婿になります。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所ですが、志布志市役所松山支所から県道 110 号塗木・大隅線を泰野方面へ 5 km ほど行き尾野見小学校と大野原集落へ行く三差路がありますが、そこから東 100m いったところにあります。除外目的は、農家住宅及びカーポートです。周辺の状況は、北側と東側は畑・南側と西側は公衆道路になります。排水は東側の排水路に放流し公衆道路に面する南側と西側はコンクリートブロック擁壁を設置す</p>

		<p>る予定です。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第17号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、15ページ、番号10番を審議いたします。現地を調査された永屋委員の報告をお願いします。</p>
委員	永屋	<p>議案第18号番号10番について報告いたします。調査日は3月4日、調査員は、神宮司委員・脇田推進委員と私永屋です。資料は33ページから35ページになります。譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士事務所の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、市役所本庁から文化会館方面へ上がり図書館を過ぎて信号機のある交差点を直進して450m進んだ坂の上左側になります。除外目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は公衆道路・南側は宅地・西側は畑です。排水は水路へ生活排水は合併浄化槽を経て水路へ流します。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地より除外してもやむを得ない</p>

議長	山下	との意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
		はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 11 番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願ひします。
委員	神宮司	議案第 18 号番号 11 番について報告します。調査日は、3 月 4 日 調査員は、永屋委員・脇田委員と私神宮司です。事務局から 1 名の同行がありました。譲渡人は 3 名の方になります。神奈川県伊勢原市桜台〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん 神奈川県泰野市名古木〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。総会資料は 36 ページから 39 ページをご覧ください。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、志布志市役所本庁から西南西に位置し、国道 220 号線から志布志から鹿屋方面へ向かい志布志高校交差点を右折し 350m 先の市道安楽線を左折し、安楽小学校方向へ向かおよそ 500m 先を右折 180 m 進んだところに位置します。転用目的は、倉庫・駐車場及び資材置場です。現在の倉庫及び駐車場が狭くなったためとのことです。周辺の状況は、北側は宅地・東側は山林・南側は畑・西側は公衆道路です。排水は西側の側溝に傾斜をつけて流すとのことでした。現在の地盤に 60 cm 埋立周りにブロック積し土砂等が流出を防ぐとのことでした。
		申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地の農地に該当します。
		以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござい

会場	委員	ませんか。
議長	山下	(会場 なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、16 ページ、番号 12 番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いします。
委員	隈元	議案第 18 号番号 12 番について報告します。別紙の 40 ページから 42 ページです。調査日は、3 月 4 日 調査員は、山迫委員・諏訪委員と私隈元と事務局より 1 名で調査いたしました。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、尚志館高校の正門から市道高尾・山之上線を 160m 西へ行ったところです。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は宅地です。排水は市道側溝を利用するとのことでした。特に問題はありませんでした。 申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 13 番を審議いたします。番号 13 番と、番号 14 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思いますが、

<p>会場 委員</p> <p>議長 山下</p> <p>委員 神宮司</p>	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、現地を調査された神宮司委員の報告をお願いします。</p> <p>議案第 18 号番号 13 番と 14 番について報告します。調査日は、3 月 4 日 調査員は、永屋委員・脇田委員と私神宮司です。事務局から 2 名の同行がありました。貸人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。借人は、志布志町帖〇〇番地〇の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りです。総会資料は 43 ページから 46 ページをご覧ください。場所は、志布志市役所本庁から北北西方向に位置し、J A ぞお鹿児島志布志支店前の市道昭和・弓場ケ尾線から北側におよそ 800m 進んだ右側に位置します。転用目的は、事務所・倉庫及び車庫ですが、追認の申請で既に 20 年経つ事務所・倉庫及び車庫が建てられており始末書が提出されております。周辺の状況は、北側は宅地・東側は雑種地・南側は畑・西側は公衆道路です。排水は東側・南側に農地があるため境界に土羽溝を設置し土砂等の流出を防ぎ雨水等は公衆道路の側溝へ流すとのことでした。始末書の理由ですが、転用目的の事務所・倉庫は既に建てられており、次の案件 14 番の申請にあたり本件の事案が発覚しました。この経緯で申請者が申請地転用の許可が必要と知り、無断転用であるため始末書の添付されました。早急に農地法第 5 条の申請をするものでございます。始末書は総会資料の 46 ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、14 番について報告します。調査日は、3 月 4 日 調査員は、永屋委員・脇田委員と私神宮司です。事務局から 2 名の同行がありました。譲渡人と譲受人及び立会人は、13 番と同じです。場所は、先程の 13 番の隣接地になります。転用目的は、事務所・倉庫及び車庫です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は雑種地・南側は宅地・西側は公衆道路です。排水は自然流水で公衆道路の側溝に流れるため問題ないとのことでした。現在の場所に倉庫を所有しておりますが畑の近くに倉庫を建てこの地に冷蔵倉庫を設置</p>
---	--

		<p>し使用済みコンテナの収納や大型車の駐車場及び回転場所として利用します。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。まずは、番号13番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号14番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、17ページ、番号15番を審議いたします。先ほどの議案第17号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号4番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号16番を審議いたします。番号16番は、長岡委員に 関係が ございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願い いたします。</p>
会場		(長岡委員 退席)
議長	山下	<p>それでは、現地を調査された永屋委員の報告をお願いします。</p>
委員	永屋	<p>議案第18号番号16番について報告します。調査日は、3月4日 資料は</p>

		<p>50 ページから 53 ページになります。調査員は、神宮司委員・脇田推進委員と私永屋と事務局より 1 名で調査いたしました。譲渡人は、鹿屋市上高隅町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん他 2 名別紙のとおりです。譲受人は、熊本県玉名郡和水町瀬川〇〇番地の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、志布志市役所本庁から北に位置し、志布志市立森山小学校から市道森山・出水線を東へおよそ 2.3 km 進むと上野製材所があります。上野製材所前の三差路を市道片野・池野線へ入りおよそ 2.5 km 進んだ左側に位置します。転用目的は、養豚場の浄化施設・堆肥舎及び自家配合施設等です。周辺の状況は、北側は畑・東側と南側は公衆道路・西側は山林です。雨水は貯水池・汚水は浄化施設で処理します。また、八野地区と潤ヶ野地区の地域役員等には事業内容は説明してあります。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり農用地計画で指定された用途農業用施設に供するため転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。</p>
会場		(長岡委員 入室)
議長	山下	<p>次に、18 ページ、番号 17 番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いします。</p>
委員	隈元	<p>議案第 18 号番号 17 番について報告します。別紙資料は 54 ページから 56 ページです。調査日は、3 月 4 日 調査員は、山迫委員・諏訪委員と私隈元です。貸人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。借人は、垂水市市木〇〇番地〇の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、県道志布志・有明線を有明支所から宇都鼻へ行き蓬原橋</p>

		<p>の手前を右折道なりに 300m行ったところでは、転用目的は、事務所・休憩所及び駐車場です。周辺の状況は、北側は畑・東側は山林・南側は山林・西側は用悪水路です。排水は排水路を利用することでした。この場所は、昨年7月6日の災害により道路まで川が増水をして住宅といけすは盛土で被害はなかったのですが今回この場所に盛土をして危険回避するものです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。第2種農地は代替地がない場合に限り許可できます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題のないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 18 番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願いします。</p>
委員	山迫	<p>議案第 18 号番号 18 番について報告します。総会資料は 57 ページから 59 ページになります。調査日は、3月4日 調査員は、隈元委員・諏訪委員と私山迫と事務局より 2名の同行がありました。譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。場所は、市道東原・立元線を宇都方面へ進むと上畑橋がありますがその手前を右折し道なりに 300m進み右手に位置するところがございます。転用目的は、資材置場及び駐車場です。周辺の状況は、北側は池沼・東側は田・南側は田・西側は池沼です。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。第2種農地は代替地がない場合に限り許可できます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題のないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 19 番を審議いたします。先ほどの議案第 17 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 11 番で審議されたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、19 ページ、番号 20 番を審議いたします。令和 3 年 2 月総会の議案第 9 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 2 番で審議されたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 7、議案第 19 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。21 ページ、番号 4 番を審議いたします。現地を調査された、脇田委員の説明をお願いします。
委員	脇田	議案 19 号番号 4 番について報告いたします。総会資料は、60 ページから 62 ページです。調査日は 3 月 4 日 調査員は、神宮司委員・永屋委員と私脇田です。申請人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さ

		<p>んです。立会人は代理人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。申請地の場所は、志布志市立森山小学校から、市道森山・出水線を東へおよそ 2.3 km進むと、上野製材所があります。上野製材所前の三差路を、市道片野・池野線へ入り、およそ 2.5 km進んだところの北側に旧畜産団地があります。市道から旧畜産団地方向に約 230 m進んだ右側に位置する土地でございます。4125 番 5 は昭和 58 年度畜産基地建設事業で豚舎が建てられ、豚舎敷地として利用しておりました。4125 番 7 も 20 年以上耕作されておらず、農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 5 番を審議いたします。同じく、現地を調査された、脇田委員の説明をお願いします。</p>
委員	脇田	<p>議案 19 号番号 5 番について報告いたします。総会資料は、63 ページから 65 ページです。調査日は 3 月 4 日調査員は、神宮司委員・永屋委員と私脇田です。申請人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は先ほどと同じ代理人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。申請地の場所は、番号 4 番から 130m進んだ奥の右側と左側に位置します。4125 番 3 は昭和 58 年度畜産基地建設事業で豚舎が建てられ、豚舎敷地として利用していた。番号 4 番と同じです。4143 番も 20 年以上耕作されておらず、農地への復元が困難になったものです</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された、山迫委員の説明をお願いします。
委員	山迫	議案 19 号番号 6 番について報告いたします。総会資料は、66 ページから 68 ページです。調査日は 3 月 4 日 調査員は、隈元委員・諏訪委員と私山迫です。事務局から 2 名の同行がありました。申請人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は代理人の〇〇さんでした。申請地は、有明町野井倉字草場 2556 番 2 で、地目は畑、地積は 1,554 m <sup>2</sup> です。申請地の場所は、志布志市役所有明支所から北西方向に位置し、有明支所から体育館前の市道吉村・中野 1 号線を有明大橋方向へ約 3.3 km 進み、途中の中野橋手前を 市道吉村・中野 2 号線に入り、市道仮屋・高下谷線を約 600 m 進んだ北東側方向、約 330m に位置する土地でございます。周囲が竹林で農道からのアクセスも悪いため、20 年以上耕作されておらず、農地への復元が困難になったものです。現在原野化しております。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、22 ページ、番号 7 番を審議いたします。現地を調査された、脇田委員の説明をお願いします。

委員	脇田	<p>議案 19 号番号 7 番について報告いたします。総会資料は、69 ページです。調査日は 3 月 4 日 調査員は、神宮司委員・永屋委員と私脇田です。申請人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書の記載のとおりです。申請地の場所は、志布志市役所松山支所から南東方向に位置し、松山支所から県道塗木・大隅線、県道柿ノ木・志布志線を経由する道路を約 9 km 進んだ遠迫商店先を右折、県道尾野見・伊崎田線へ右折し、およそ 140m 進んだ右側に位置する土地でございます。現在、宅地化しております。平成 5 年に農機具倉庫を建築したため、20 年以上耕作されておらず、農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 19 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 20 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。それでは、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	中尾	<p>議案第 20 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、24 ページから 75 ページとなっております。まずは、議案書 24 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 3 年 3 月 31 日で、始期は令和 3 年 4 月 1 日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和 3 年 3 月 31 日となります。</p> <p>設定期間が、2 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 85,019 m<sup>2</sup>、畑が 217,339 m<sup>2</sup>、樹園地が 49,780 m<sup>2</sup>で、合計しますと 352,138 m<sup>2</sup>となり、うち更新分は 73,513</p>

		<p>m<sup>2</sup>となっております。利用権の設定をする者の数が 112 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 45 名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 67 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、25 ページから 67 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 68 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 3 年 3 月 31 日で、始期が令和 3 年 3 月 31 日であります。設定期間は、3 年から 10 年です。地目別の内訳は、田が 16,609 m<sup>2</sup>、畑が 33,799 m<sup>2</sup>で、合計しますと 50,408 m<sup>2</sup>となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 10 名であります。詳細につきましては、69 ページから 75 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 20 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。最初に、25 ページ、番号 1 番を審議いたします。番号 1 番から 26 ページ番号 3 番までは、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>
会場		(吉野委員 退席)
議長	山下	<p>それでは、番号 1 番から番号 3 番につきまして、につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。</p>
会場		(吉野委員 入室)
議長	山下	<p>次に、27 ページ、番号 4 番を審議いたします。番号 4 番は、大原委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、大原委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>

会場		(大原委員 退席)
議長	山下	それでは、番号4番につきまして、つきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで大原委員の入室を許可します。
会場		(大原委員 入室)
議長	山下	次に、26 ページ番号5番から、67 ページ、番号117番までと、24 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。それでは、69 ページ、番号1番から、75 ページ、番号17番までと、68 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第20号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第21号、下限面積の設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局次長	高迫	それでは、日程第9、議案第21号、下限面積の設定について、ご説明申し上げます。議案書は77ページでございます。農業委員会は、毎年 下限面積の設定 又は修正の 必要性について 審議すること となっております。
		権利取得の基本面積につきましては、農地法第3条第2項第5号により、

北海道では2ha、都府県では、50アールが基本となっております。下限面積につきましては、農水省令により、市独自で設定できますが、設定しようとする面積未満の農家数が、全農家数の100分の40%を下回らないよう算定することとなっております。総会資料の72ページ上段の表をご覧ください。農家数を記載した表を添付しておりますが、経営耕地面積の規模別に見た経営体数でございます。農家数については、農林業センサスの数値を用いております。下の網掛けしてありますパーセントのところが、農家数1,398戸からみた、各経営面積ごとの割合です。志布志市の場合、全農家数の100分の40を下まわらない経営面積、つまり40%以上の面積の欄は、黒枠で囲んだ1haから1.5haの欄となります。このため、農地法第3条第2項第5号の権利取得の基本面積50aを適用し、下限面積50aとしておりました。近年、新規就農者として希望する作物は施設園芸や有機栽培等が多く見られ、土地利用型の作物が敬遠されつつあることなど、鑑みて、令和3年度は、小規模農家の規模拡大や新規就農者等の促進を図るため、下限面積の見直しを行いたいと考えております。

同時に、空き家に付随する農地で、空き家バンクに登録された農地及び農業委員会で指定した農地について、1㎡から許可できるように、議案提案をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

ご審議方 よろしく お願い いたします。

事務局長 小野

それでは、日程第9、議案第21号、下限面積の設定についての志布志市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準につきまして、補足して説明申し上げます。総会資料の74ページをお開きください。この基準は、農業従事者の高齢化、後継者不足等の事由から発生する遊休農地化への対応として、新規就農者への住宅確保を支援し、本市への定住促進と遊休農地の解消を図るため、志布志市空き家バンク事業に登録された空き家に付随した農地について、農地法第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱基準を定めるものとするものであります。

第1条は、本基準の趣旨でございます。今申しましたが、本市への定住促進と遊休農地の解消を図るためを目的と定められているところであります。

第2条は、定義で、この基準における用語について定義しております。

第3条は、別段の面積の定めております。市街化区域を除く区域で空き家に付随した農地について、0.01アール 1平方メートルとするところござ

		<p>います。</p> <p>第4条は、適用条件を定めており、1から6までのすべての事項を満たすこととしております。</p> <p>第5条は、この指定を受けるもための様式等を定めております。</p> <p>第6条は、指定の解除を定めるものです。各手続き等が終了した時などに解除することになります。</p> <p>第7条は、指定及び指定解除の方法を定めております。いずれも、この総会にて承認を得ることを定めております。</p> <p>第8条は、公告を行うことを定めております。</p> <p>第9条は、許可後の調査及び指導のについて定めております。</p> <p>第10条は、この基準に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定めるものとし、申請書の様式等別途、内規で定めることとしております。この基準につきましては、志布志市非農地基準と同様の扱いとなります。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	坂中	<p>新規就農者の定住を図るということによろしいことと思うところです。そこで、0.01アールはたとえば1アールではダメなんですか。付随した農地というのが実務上、空き家バンクの家を売ったときに、たとえばIターンとか新規就農者がその家に入りたくなったときに付随する農地がどれくらいあるものなのですか。</p>
事務局長	小野	<p>この基準につきましては、空き家は宅地ですので誰でも購入できることとなりますが、その隣の農地につきはしては、農業委員会の許可が必要となります。その際には、現在では50アール以上お持ちでないとならないことになっております。今回30アールに引き下げても、付随する農地が狭いため誰でも取得できない状況になるため、空き家に付随した農地は特例で取得を認めるようにするところです。なお、このような農地がどれくらいあるかは、現在事務局では把握できないところです。</p>
委員	坂中	<p>市街化区域を除くのは対象にならないのか。</p>
事務局長	小野	<p>今回は除くとしたところです。</p>
委員	坂中	<p>今回50アールから30アールに下げるとなると、たとえば新規就農者が新</p>

		たに集約施設のハウス等するときイチゴなど 30 アールをくだっても許可 がおりると理解していいのか。
事務局次長	高迫	今までは、特例的に施設園芸ハウスについては、30 アールとしてきまし た。これを明分化することにしました。ですので、30 アールから下がる ということではありません。
委員	坂中	施設園芸ハウスでの、たとえば花農家とか、集約施設で栽培する場合も 30 アールないとダメとなるのですか。
事務局次長	高迫	その考え方で良い思います。
委員	坂中	たとえば、農業公社などでピーマンを始めますよね。今度あおぞら農協な どでもイチゴなどを始めますよね。そうした場合にハウス等で 30 アールの 制限があると難しいのではないのか。
事務局次長	高迫	この下限面積要件は、農業で生計が出来る基準となっている。10 アール で生計を成り立っていらしゃるかもしれませんが、やみくもに下げるとは 避けたいと考えおります。別紙資料の 73 ページにありますよう県内の状況 においても 30 アールが妥当ではないかと思ひます。
委員	坂中	新規就農者の高度化施設については、10 アールにしてはどうか。
事務局長	小野	さきほど、次長からもありましたが、この下限面積要件は、農業で生計が 出来る基準と位置付けているところでは、本市では、50 アールから 30 ア ールに下げました。坂中委員が提案されてたことにつきましては、作物による 経営面積要件は、農政畜産課との意見を聞きながら総会等で協議していただ きたいと考えておりますのでご理解の程よろしくお願ひします。
委員	坂中	よろしくお願ひします。
議長	山下	ただいま、事務局より説明がありましたが、他にありませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定すること にご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、日程第 10、議案第 22 号、農業委員会活動の令和 2 年度の目標及 びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局 の説明を求めます。
事務局長	小野	それでは、議案第 22 号、農業委員会活動の 令和 2 年度の目標及びその達

成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。この案件につきましては、令和2年第5回定例総会の議案第40号でご承認いただきました、令和2年度の活動等の点検・評価等につきまして、ご承認いただくものでございます。本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度5月の定例総会へ提案するものでございます。この様式で用いる、農家数、農業者数等においては、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いるよう、国からの統一化が図られております。まず、79ページは、農業委員会の状況でございます。1の農業の概要としまして、耕地面積6,590ha、経営耕地面積4,260ha、遊休農地面積224ha、農地台帳面積6,999haとなっております。その下の、総農家数は2,133戸で、農業就業者数2,307人、認定農業者数は507経営となっております。80ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、令和2年3月現在のこれまでの集積面積は3,796ha、集積率57.67%で、2年度は20haの集積がされたところでございます。81ページは、あらたに農業経営を営もうとする者の参入促進で、2の令和2年度の目標及び実績は、2月末で、7経営体、140%の達成状況でございます。82ページは遊休農地に関する措置に関する評価で、これは、委員皆様方で調査していただきました、利用状況調査の結果を、データに反映させ、精査を行いました結果、遊休農地33haの解消実績でございます。83ページは、違反転用への適正な対応で、これも利用状況調査の結果72haの違反転用が実績として上がってきたところでございます。84ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検で、3条申請の件数106件、農地転用に関する事務が65件でございます。これらは、2月分までの実績でございます。85ページは、農地所有適格法人からの報告への対応についてでございますが、未提出が8法人あり、ただいま催告がしてあるところでございます。その下の、情報の提供等から、86ページの事務の実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。この、点検・評価は、先ほど申し上げましたように、市のホームページに掲載いたしまして、再度5月の総会で、承認をいただくということになっております。以上で、説明を終わります。

議長 山下

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 22 号、農業委員会活動の令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、決定しました。次に、日程第 11 議案第 23 号、農業委員会活動の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	小野	<p>それでは、議案第 23 号、農業委員会活動の 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを、ご説明申し上げます。この案件につきましても、本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。まず、88 ページは、農業委員会の状況でございます。</p> <p>1 の農家・農地等の概要ですが、農家数、農業就業者数等につきましては、令和 2 年度とおなじく、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いております。耕地面積 6,620ha、経営耕地面積 4,260ha、遊休農地面積 191ha、農地台帳面積 6,881ha となっております。89 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、2 年度は、20ha を目標としております。</p> <p>その下の、3、あらたな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、5 経営体を目標としております。90 ページは遊休農地に関する措置に関する事として、解消面積目標といたしまして 20ha を目標といたしたところでございます。</p> <p>その下の、5、違反転用への適正な対応でございますが、委員皆様方の 利用状況調査、日常活動等の中で、農地法の周知徹底、違反転用者への 適正な指導につきまして、適正な対応が求められるところでございます。</p> <p>また、先ほども申し上げましたが、この活動計画につきましても、市のホームページに掲載いたしまして、再度 5 月の総会で、承認をいただくということになっております。 以上で、説明を 終わります。</p>
議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ござい

会場 議長	委員 山下	<p>ませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第 11 議案第 23 号、農業委員会活動の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については 決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 12 議案第 24 号、非農地通知に係る対象農地の承認についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	佐々木	<p>議案第 24 号 非農地通知に係る対象農地の承認について、ご説明申し上げます。議案書は、91 ページから 131 ページでございます。議案書に記載されております、番号 1 から 782 までに記載されている農地は、毎年 7 月から 9 月にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員及び調査協力員の皆様に行っていただいている荒廃農地調査において、その調査結果が、令和元年及び令和 2 年のどちらも、農地としての再生利用が著しく困難と見込まれる、B 分類であった農地です。その内訳は、登記地目、田が 483 筆で 419,692.4 m<sup>2</sup>、畑が 295 筆で 393,995 m<sup>2</sup>、登記地目、原野で以前の現況地目が畑、3 筆で 1,489 m<sup>2</sup>、登記地目、山林で以前の現況地目が畑、1 筆で 3,740 m<sup>2</sup>で、合計、782 筆、818,916.4 m<sup>2</sup>となります。また、農業振興地域内外による内訳は、農用地外農地が、749 筆で 805,130.4 m<sup>2</sup>、農業振興地域外農地が、33 筆で 13,786 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>本案件は、これらの農地を、農地法第 2 条第 1 項に該当しない、非農地と判断することにつきまして、承認を求めるものでございます。なお、非農地と決定された農地につきましては、非農地通知書の発送とともに、農地台帳より削除されます。以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12 議案第 24 号、非農地通知に係る対象農地の承認につ</p>

いては 決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。

ご苦労様でした。